

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目次

【開 会】 .....	4
議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について .....	4
専決第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）	
議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号） .....	9
議案第 3 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） .....	18
議案第 5 号 矢板市市税条例等の一部改正について .....	19
議案第 7 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について .....	19
議案第 6 号 矢板市都市計画税条例の一部改正について .....	21
議案第 8 号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	22
議案第 9 号 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について .....	23
議案第 10 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について .....	24
陳情第 6 号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」 よう意見書提出を要請する陳情 .....	25
委員長報告 .....	26
閉 会 .....	26

## 1 日 時

令和2年6月 8日(月) 午前10時58分～午後1時56分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員(7名)

委員長 櫻井 惠 二  
副委員長 中里 理 香  
委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫  
石井 侑男 中村 久信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(30名)

- |  |   |
|--|---|
| <p>(1) 総合政策課(4人)<br/>①総合政策課長 高橋弘一<br/>②電算統計班長 石川民男<br/>③政策企画担当 加藤清美<br/>④電算統計班担当 齋藤弘明</p> <p>(2) 秘書広報課(1人)<br/>①秘書広報課長 佐藤裕司</p> <p>(3) 総務課(5人)<br/>①総務課長 塚原延欣<br/>②行政担当 佐藤賢一<br/>③人事担当 星宮良行<br/>④財政担当 松本一裕<br/>⑤管財担当 船山幸男</p> <p>(4) 税務課(4人)<br/>①税務課長 丸谷久美子<br/>②管理収納担当 前野路代<br/>③市民税担当 清水ゆう子</p> | <p>④資産税担当 荒浪弘和</p> <p>(5) 社会福祉課(2人)<br/>①社会福祉課長 石崎五百子<br/>②社会福祉担当 橋本幸江</p> <p>(6) 子ども課(3人)<br/>①子ども課長 田城博子<br/>②健康支援担当 岡信乃<br/>③子育て支援担当 手塚良幸</p> <p>(7) 健康増進課(3人)<br/>①健康増進課長 沼野晋一<br/>②健康増進担当 相馬香織<br/>③国保医療担当 吉田佐江子</p> <p>(8) 暮らし安全環境課(2人)<br/>①暮らし安全環境課長 小野寺良夫<br/>②危機対策班長 齋藤正一</p> <p>(9) 市民課(2人)<br/>①市民課長 柳田恭子</p> |
|--|---|

②市民・年金担当 田代和子  
(10)商工観光課（1人）  
①商工担当 藤田仁美  
(11)教育総務課（1人）

①学校教育担当 前野秀明  
(12)生涯学習課（2人）  
①生涯学習課長 山口 武  
②スポーツ推進班長 星 哲也

## 6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

## 7 担当書記 森山 敦、矢板 寿江

## 8 付議事件

議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

専決第 9号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

議案第 2号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

議案第 3号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 5号 矢板市市税条例等の一部改正について

議案第 6号 矢板市都市計画税条例の一部改正について

議案第 7号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 8号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 9号 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第10号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

陳情第 6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（10時58分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第10号及び陳情第6号の10件である。

#### 議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

##### 専決第9号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。議案第1号市長の専決処分事項についてということで、令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）である。

説明の前に、新型コロナウイルス対策として、説明を簡略化し進めさせていただきたい。

（「補正予算書」1頁の朗読を省略、2頁から3頁までにより説明。）

（詳細について「予算に関する説明書」4頁から7頁までにより説明。）

#### 歳入

14款2項1目 総務費国庫補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

18款1項1目 財政調整基金繰入金 新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金に係る事業の補正となる。

#### 歳出

2款1項2目 広報広聴費 シティプロモーション事業の委託料は、地域経済復興のため、低迷した小売店などの旬な情報をとちぎテレビで発信する事業の業務委託。

2款1項6目 企画費 地域づくり支援事業の補助及び交付金は、地域経済復興のため、情報発信のホームページの広告媒体の構築を行う、プラットフォームを作ることに対する補助となる。

4款1項1目 保健衛生総務費 保健総務推進事業の消耗品は感染対策の防護服又はマスクの購入費。備品購入費は陰圧式エアーテント一式の購入費。地域医療支援事業の補助及び交付金は、病院のオンライン診察システム整備の補助となる。

7款1項2目 商工振興費 商業等活性化支援事業の印刷製本費については、テイクアウトクーポン券と子育て応援券の印刷費。通信運搬費は、子育て応援券の郵送代。補助及び交付金は、テイクアウトクーポン券の補助、事業継続給付金と新規業態開拓支援金となる。国の持続化給付金は50%以上売上が減った方に給付金を支給するが、事業継続給付金は20%以上50%未満の方に給付金を支給するものである。新規業態開拓支援金は、新規業態を開拓する方に支援金を出すという補助金。扶助費は、国と同じ基準である令和2年3月31日現在、中学3年生までの子どもがいる世帯に、子ども1人1万円の子育て応援券を発行するものである。

7款1項3目 観光費 観光PR事業は、矢板の魅力再発見と題して、市内子育て世帯への体験コンテンツを提供するための経費となる。委託費については、コロナが収束後、体験の映像を全国発信するための業務委託料となる。補助及び交付金は、市内子育て世帯がコンテンツを体験するため、それを立ち上げる事業者のための補助金となる。

9款1項4目 防災費 防災活動推進事業の消耗品費は指定避難所への備蓄のマスクとハンドソープ、自主防災組織へ配布するためのマスクの購入費用となる。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 4款の備品購入として陰圧式エアーテント一式計上しているが、これは何セットか。また、医療機関に貸し出すのではないと思うので、こういった場面で使うのか、使い道を教えていただきたい。

○健康増進課長（沼野晋一） 一基である。エアーテント一式なので、テントのほか、空気式なのでブロー、冷暖房装置等である。使用の想定としては、矢板市が備品として所有して、使用場所については医療機関等に持って行き、そこで使ってもらうことも想定している。エアーテントであるので、収納すれば台車等で移動できるものである。

○中村委員 使用場所は医療機関等ということは分かった。この辺では塩谷病院が想定されるが、疑いのある方が来た時に、一般の診療の扱いだとそこから広がる可能性があるのでは、そういったものを使ったほうがよいのだろうと思うが、そうすると矢板市が保管していることに対して疑問が残る。医療機関に貸し出して常時使えるようにすれば有効だと考えるが、医療機関が矢板市に都度借りに来るこのシステムがどうなのかと疑問を持つが、それについてはどう考えているか。

○健康増進課長 あくまでも非常時を想定している。

例えば塩谷病院であれば、常時の対応については、市で補助要綱を制定したコロナ感染症対策に係る施設整備事業の補助を使い、現在プレハブが設置されている。発熱の方が直接窓口に行く前に、プレハブに行くようになっており、そちらを使用している状況である。このテントについては、もう少し数が多くなってきた場合の緊急事態を想定している。また災害等で援護が必要な方を区別しなくてはならない時に使うこともあり得る。コロナのことも考え陰圧テントとしたが、災害等でも使い道があるのかと考えている。

○中村委員 どんなものかよく分からないが、陰圧なので、外に空気が漏れない仕組みだとは分からない。何人くらい収容できるものなのか。

- 健康増進課長 大きさが4 m×5 mである。収容というよりは、陰圧テントで診療、待機してもらいたいような使い方を考えている。
- 中村委員 そうであれば、病院に貸し出して、すぐにでも使える状態にしたほうが良い。やはり矢板市がずっと保管しておくのはどうなのかと思う。
- 伊藤委員 国の持続化給付金に該当しない20%以上50%未満の事業者や個人については、国の2次補正で金額的には法人100万、個人で50万が出るというが、市と国と両方申請することができるのか。国に申請した場合はもらえないとか、縛りがあるのか。
- 総務課長 市に来庁した申請者が、国に該当すると分かった場合は、国の給付金を案内し、市の給付金は使わないことになる。1年間の状況であるため、当初市に申請して10万円の給付を受け、その後さらに売上が落ち込んで、結果的に国に該当した場合でも先に給付したものの返還を求めない。
- 伊藤委員 私が言っているのは、これから2次補正で国が始めようとしている20%から49%のほうの給付金を申請した場合、市で実施する給付金の申請ができるのか。両方申請することが可能か。
- 総務課長 2次補正分については、国から情報が来ていないので、来た段階で検討していきたい。
- 伊藤委員 今、矢板市でやっているのが、国の基準に満たないものである。仮に国の2次補正が出た場合、国に申請したものは申請できないとなると、この事業自体意味がなくなるのではないか。
- 総務課長 国の状況が分かった時点で、検討していきたい。
- 伊藤委員 民間企業、個人の方、本当に大変である。そういったところも幅広く、壁をなるべく作らないように、多くの市民に行き渡るよう検討していただきたい。
- もう一つ、医療支援のオンライン化については、特定の医療機関だけなのか、矢板市内の全医療機関なのか。

○健康増進課長 オンライン診療の整備補助については、市内の医療機関に対し、医療機関が整備する補助金となる。

○伊藤委員 大きな病院だけでなく、個人医院もか。

○健康増進課長 市内 18 医療機関で実施していただくものである。

○伊藤委員 次に、地方創生臨時交付金 1 億 2,000 万円、これは 3 兆円の第 1 次補正予算のお金であるが、国の基準では人口規模、財政指数によって出るということだが、市から申請した金額なのか。

○総合政策課長（高橋弘一） 国から配分されたのが 1 億 2,092 万 5 千円、国の 1 次補正で配分されたものである。基準は人口、財政力、感染状況を国で計算して矢板市に配分されたものである。1 次補正なので 1 兆円と言われているものである。

○中村委員 聞き間違えかもしれないが、商業振興費の扶助費は 1 万円の上乗せか、1 万円の応援券か。

○総務課長 上乗せについては 6 月補正の第 4 号となる。こちらは子育て応援券である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 1 号は、原案のとおり承認することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり承認された。



## 議案第 2号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

（「補正予算書」1頁の朗読を省略、2頁から4頁までにより説明。）

（詳細について「予算に関する説明書」4頁から17頁までにより説明。）

### 歳入

12款1項4目 災害復旧費負担金 災害復旧費繰替支弁金負担金は、台風19号により被災した住宅の応急修理に利用した経費の県からの負担金。10/10の補助率で、2件分となる。

14款2項1目 総務費国庫補助金 個人番号交付カード交付事業補助金10/10の補助、地方創生推進交付金1/2の補助、個人番号カード利用環境整備費補助金10/10の補助、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となる。

14款2項2目 民生費国庫補助金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金は10/10の補助率で、子育て世帯への1万円の上乗せ分となる。

14款2項6目 教育費国庫補助金 学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金、学校保健特別対策事業費補助金はともに1/2の補助率である。学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金がGIGAスクールのネットワーク環境工事の補助であり、学校保健特別対策事業費補助金が学校再開に向けてのマスク等必要な消耗品に充てるものの補助金である。小学校、中学校同じ内容となる。

18款1項1目 財政調整基金繰入金は、財政調整基金の繰入金。

20款4項4目 雑入 学校臨時休業対策費補助金については、3/4の補助率で新型コロナウイルス関係による学校給食食材のキャンセル料に対しての補助金。

2 1 款 1 項 6 目 教育債 情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、G I G A ス  
クール通信ネットワークの環境整備に伴う起債である。充当率が 90%で、その後  
交付税措置が 60%あるものである。

2 2 款 1 項 1 目 法人事業税交付金 法人事業交付金となる。

## 歳出

2 款 1 項 6 目 企画費 個人番号カード利用環境整備事業に係るもので、10/10 の  
補助率である。報酬から費用弁償までは、会計年度任用職員に関するものであ  
る。消耗品及び印刷製本費は啓発用の消耗品やリーフレットになる。使用料及び  
賃借料は配信用端末とカラー印刷複合機となる。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民台帳費 戸籍住民基本台帳事務費は 10/10 の補助率で、国  
の外郭団体への補助金となる。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 障がい者福祉対策事業の費用弁償については、会  
計年度任用職員の通勤手当となる。当初は市内の会計年度任用職員を採用する予  
定だったが、大田原市となったため、その不足分となる。

3 款 2 項 1 目 児童福祉総務費 児童福祉援護事業は、児童手当支給事務というこ  
とで子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務に係る事務費となる。印刷製本費  
がパンフレット。通信運搬費がパンフレットの郵送料。委託料がシステム改修と  
なる。児童扶養手当給付事務の通信運搬費は、児童手当の現況届に係る事務であ  
る。これまで現況届は対面受取としていたが、今回のコロナを受けて、郵送によ  
り発生したもの。児童福祉対策事業の子育て総合支援拠点運営事業は地方創生推  
進交付金を活用しているもの。委託料に関しては、地域コミュニティ形成事業と  
して「こどものひろば」に委託し、展開していく。備品購入費はその備品とな  
る。

- 3款2項2目 児童措置費 児童手当等給付費は子育て世帯への臨時特別給付金として1人1万円の上乗せ分となる。
- 4款1項1目 保健衛生総務費 母子保健事業は地方創生推進交付金を活用し、産後運動プログラムを実施するのに要する経費である。報償費は講師の謝金、消耗品費はストレッチボールなどの購入費、委託料はスポーツキッズプログラムあるいは保育園における運動プログラムなどを委託する経費となる。
- 7款1項2目 商工振興費 新型コロナウイルス感染拡大防止協力支援事業は、県の緊急事態措置に伴い、休業に協力した市内事業者に対し、5、6月分の水道・下水道料金の基本料を補助するもの。
- 8款1項1目 土木総務費 土木総務管理費の工事請負費は、台風19号により被災した住宅の応急修理に要した工事費である。
- 10款2項1目 学校管理費 小学校保健安全事業の消耗品費は、学校再開に向けたマスクや消毒液などの費用である。小学校給食事業の負担金は、コロナにより発生した給食食材のキャンセル料である。
- 10款2項2目 教育振興費 小学校情報機器整備事業は、GIGAスクール構想構築に係る経費であり、通信運搬費が家庭学習のためのインターネット通信費。使用料及び賃借料はタブレットの使用料で5年リースを考えている。工事請負費はネットワークの環境整備にかかる工事費、備品購入費は家庭学習のための通信機器としてモバイルルーター購入費である。
- 10款3項1目 学校管理費、2目 教育振興費、ともに中学校の経費で、小学校で説明したものと同一内容である。
- 10款4項1目 社会教育総務費 地域学校協働本部事業の工事請負費は乙畑ふれあいスクールのエアコンとなる。現在は家庭用の小さいエアコンが2台設置されているが、夏場は暑いため、エアコン設置経費となる。

10款5項2目 体育施設費 委託料は文化会館の基本計画、概略設計の業務委託経費となる。

給与費明細書については、個人番号カード利用環境整備事業の会計年度任用職員の1名分の経費がそれぞれ記載されている。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書については、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利子補給金である。実際に融資を受けてから金融機関に返還していく期間が1年間となることから、令和2年度に手続きをされて返還が終わるのが1年間となり年度をまたぐので、令和2年度から令和3年度までの債務負担行為の追加となる。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 G I G Aスクールの件に関して、国では令和5年までに全小中学校に1人1台ずつ持てるようにする構想だが、子どもたちや教員にインターネット環境に対する教育支援員はどのように考えているのか。

○総務課長 タブレットについては、現在品薄状態のため入るかどうかわからないが、今年度1人1台配備する予算建てとしている。現在も支援員は民間人であるが、1校当たり200回行っているので、それで足りると考えている。

○伊藤委員 一般的には4校に1人である。6月2日文科省で補助制度が上乘せになり、通信費も国庫補助が出るようなことが書いてあったので、調べていただきたい。これは要望である。

○中村委員 今回、この補正予算の関係で議会日程も変則となった。その理由は早く執行したいということがあったので、この中でどの項目なのか教えていただきたい。

○総務課長 特にG I G Aスクール構想にかかる部分、タブレットや工事するための材料など早く手当てしたいという思いからお願いしたところである。

○神谷委員 個人番号カードに関して、特別給付金で自宅申請が可能となったが、それにより個人番号カード申請に列ができたところもあったと報道されていたが、矢板市における個人番号カードの申請状況を確認したい。

○市民課長（柳田恭子） コロナ禍においても、それを考慮してか、列になることなく、通常1日5人くらいの申請となっている。現在電子処理の更新時期になるため、若干待たせることはあるが、ニュース報道にあるような列になることはなかった。

○神谷委員 特別給付金の電子申請でトラブルがあったと報道され、宇都宮市は電子申請を取りやめたと聞いたが、矢板市において問題はあったか。

○健康増進課長 オンライン申請については、多いか少ないかは分からないが、現在200件くらいである。紙での申請であれば、世帯員の表記がされているため、チェックをつける程度だが、オンラインであると記載誤りや二重申請できてしまうこともある。矢板市においてもゼロではないが、もともと件数が少ないこともあり、大きなトラブルはない。エラー等については何件か発生している状況であるが、現在もオンライン申請を受け付けている。

○中村委員 児童手当の扶助費の1人1万円加算の件について、国からは準備ができ次第速やかに執行することとなっている。次の児童手当の支給のタイミングとなる理由については、全協の市長答弁で1万円の応援券もあるのでよいのではないかと感じる。私は受け取ったのだが、速やかに執行すべしということに対し、国も準備ができ次第という条件が付いているので、準備ができないという理解でよいのか。

○子ども課長（田城博子） 子ども課ではこの時期に現況届を行っていて、時期が重なっていることや、当時、国の見通しも立っていない中での執行となると、見切り発進的なところもあり、慎重に審議協議した結果である。国ではできるだけ早い時期とあり、7月、8月という考えはあった。内部で協議し、優先順位を考え現況届を

優先し、確定させた段階で間違いなく次の10月に振込むことで課内協議、市長協議した次第である。その間に、10万円の給付金や応援券をしっかりと使っていただき、次の10月には児童手当の上乗せという形とし、受給者へは早い時期に10月支給になることを案内したところである。

○伊藤委員 ほかの自治体では6月15日から可及的速やかに給付する。ネットを見ても、ほとんどのところが6月から始めるようである。これは国の1次補正でやっていることであり、2次補正でも出しているようだが、1次補正で出たものを支給する前に、2次補正が出た場合、どう取り扱うのか。また、このお金は入ってきているのか。

○委員長 暫時休憩する。 (11:52)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:52)

○子ども課長 5月末に入ってきている。

○伊藤委員 それはおかしいのではないか。5月末に入って10月まで抱えているのか。

○子ども課長 実際のところはそういった形になってしまうが、合わせて10月に間違いなく支給するということである。7月10日の選択肢もあったが、協議の結果、市では次の時期の10月に決定した次第である。

○伊藤委員 この件に関しては一、二人ではなく、多くの子育て世帯の方から「遅すぎるのではないか」との問い合わせがあった。早急に支給すべきではないか。実際に内閣府からも早急にと通知されているのではないか。市長の答弁にもあったが、市区町村において決定して、緊急経済対策の趣旨を踏まえ迅速な給付開始を目指すものとするとなっている。4月22日付で各自治体に通知され、5月末に入り、10月に給付するというのは、私の感覚では分からない。庁内でどのような精査をされたのか知りたい。

- 子ども課長 特別給付が出ると国から通知があり、4月22日の段階で那須塩原市、大田原市、さくら市、高根沢町、宇都宮市の対応を取りまとめた上、私と担当リーダーが市長、副市長と協議したところである。6月10日が1回目の児童手当支給日となるが、それには厳しく、また月末は避けたいとの意向もあり、早くて7月10日を支給日とする検討案はあった。8月、9月の支払いの可能性もあったが、協議の結果、次の10月の児童手当に1万円の上乗せ分を支給することを決定し、対象者に通知したところである。
- 伊藤委員 なぜ、年3回の児童手当給付に合わせる必要があるのか。おかしいのではないか。緊急を要するもの、つまり国の言っていることは無視してよいということか。
- 子ども課長 国の趣旨は早い時期にとのことだったが、この部分については、協議し、リスクや近隣市町の状況を考慮し、矢板市として決断したところである。
- 伊藤委員 近隣市町の様子を見たとのことだが、さくら市は6月中旬から始まる。那須塩原市、大田原市、宇都宮市はどうなっているのか。
- 子ども課長 協議の際の資料であるが、那須塩原市は6月29日を支払予定、大田原市は7月25日支払予定、さくら市は6月末支払予定、高根沢町は6月10日の定期支給に合わせて支払うとのことであった。ただし、これについては4月22日現在のことで、現実的に支払いが間に合ったかは確認していない。
- 伊藤委員 参考にされた自治体は6月末から7月上旬、全国的にもほとんどの自治体がそうであるのに、なぜ矢板市が10月なのかが不可解である。
- 子ども課長 次の支給が10月というところである。早くて7月10日という選択肢もあったが、次の支給月の10月で決定したところである。
- 石塚委員 何のための誰に対する補助なのか、その辺を考えてもう一度協議してもらいたい。実際に子供を抱えている家庭や事業者は大変である。こういったもの

は、自分のお金でなく、国から来るお金であるので、早急に対応するのが筋である。ぜひとももう一度協議いただき、早急な対応をお願いする。

○子ども課長 その趣旨を受け、今後早急に対応してく。この件については、常任委員会での意見を踏まえ、市長と協議し、検討したい。

○伊藤委員 国の2次補正が決まったら、独り親世帯に5万円が給付されると思う。

2次補正で決まったものが先に給付され、1次補正のものが後からとなる現象が起きてしまう。一般的な概念からすると不思議、出されたものはすぐ出すべき、強くお願いしたい。

○中村委員 やり取りを聞いていると、当局が明らかな理由を述べていない。国からは準備ができ次第、速やかに給付するよう通知がきている。準備ができないのなら、準備ができるまでというのは当然ながら分かるが、課長の話を聞いていると7月には給付できるのではないかと言っている。皆さんは10月まで延ばした理由は何かと聞いているので、協議内容を示してほしい。

○委員長 暫時休憩する。 (12:04)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:00)

午前中の答弁の訂正が総務課長よりある。

○総務課長 答弁に訂正がある。伊藤委員の教育振興費のGIGAスクール構想の支援員の質疑の件、1校当たり200回/年間と言ったが、これは総合支援として年間200回で各校回るということである。そのほかに、ICTを活用した授業の準備支援として年間400回、トータル600回で各校回るということになる。

○伊藤委員 1人での支援が600回となるのか。

○総務課長 延べ人数で600人となる。

○伊藤委員 実際に稼働できる人数は何人か。

○総務課長 常時対応できるのは3名程度で配置している。

○委員長 休憩前に戻り、子ども課長から答弁をお願いする。



○子ども課長 協議については、4月末に市長、副市長と協議し、4月の段階で最速で7月支給という案も検討したことは先ほど伝えた。この先コロナの状況も踏まえ、事務がかなり煩雑化する恐れもあることから、第一には間違いだけはしたくないということがあった。内容としては、受給判断基準が令和2年3月31日に矢板市在住であることから、人口が動く時期でもあり、受給者の確定が困難であること、遡っての転入、転出があり確定ではないこと、新高校1年生までの支給対象であることもあり、誤って入金し、返納願うことだけは避けたいので、慎重に協議した次第である。また、他の事業である子育て応援券の配布を商工観光課と協力し、7月1日に発行することで子ども課も一緒に進めている状況である。給付に関しては、受給者に10月振込のパンフレットを送付済みであるため、変更となると振込通知やシステム改修等の費用を要することになってしまう。市としては、4月末の早い段階で判断し、これまでの順を追って事業を進めていくというところで、10月に支給となった。子ども課と市長、副市長と協議し決定した結果であるのでご理解いただきたい。丁寧に支給を行っていきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 間違った支給をしてはいけない、というのは理解できる。ただ、特別定額給付金についても同じ考え方をすれば、間違っただけで支給してしまうこともありえるのではないかと。

○健康増進課長 特別定額給付金に関しては、基準日を4月27日としている。その後に、転入転出を遡ってされるなど、基準日から変更があれば、間違っただけで給付される可能性もあるし、住民からの届出により変更される場合もある。間違いのないようやるしかないというところで、定額給付金については事務を進めたところである。

○伊藤委員 その論法でいうと3月31日のもっと前の情報が、後から給付されるのか。矛盾していないか。なぜ10月なのか。

○委員長 暫時休憩する。

(13:09)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:26)

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

### 議案第 3号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「補正予算書」5頁朗読を省略、6頁及び7頁までにより説明。)

(詳細について「予算に関する説明書」の22頁及び23頁により説明。)

歳入

5款1項 県支出金 県補助金の補正額は250万円の増となる。

歳出

2款6項 保険給付費 傷病手当諸費の補正額は250万円の増となる。

この補正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する補正である。これは、被用者、給与の支払いを受けている方に限るが、この方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当を支給する

ものである。この案件については、支給に関し議案第 10 号で国民健康保険条例の条例改正案を併せて提出してある。

歳入の保険給付費等交付金については、傷病手当の支給に係る分、10/10 で、特別調整交付金の 250 万円の増額補正である。

歳出の傷病手当金については、目の新設であるが、傷病手当金の支給に要する経費であり、国民健康保険のほうから支払われることになる。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決された。

#### 議案第 5 号 矢板市市税条例等の一部改正について

#### 議案第 7 号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長 (丸谷久美子)

(議案の朗読は省略し、「議案書」7 頁から 15 頁及び 20 頁により説明。)

この改正については、令和 2 年度税制改正によるもののうち、条例の公布日以降に施行されるものと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるものがある。施行期日等が異なるため、第 1 条から第 8 条までの改正となる。なお、これらの改正の概要については、全員協議会の報告事項で説明している。

改正の主なものについては、第1条、第74条の3は、固定資産税における現所有者の申告についての条文の追加になる。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における相続人等の現所有者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させるものである。

附則第8条の2は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）についての規定になる。

追加となる第19項は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるもので、生産性革命の実現に向けた特例について、現行の対象資産に事業用家屋と構築物を追加し、特例割合をゼロとするものである。

第17項は、浸水被害軽減地区の、指定を受けた土地の特例割合を2/3に、第9項は、水力発電設備の特例割合を3/4にするものである。

附則第13条の2は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるもので、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長するものである。

第2条は、たばこ税についての改正である。軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴う改正で、第5条と合わせ段階的に見直しが実施されるものである。

第3条の第24条、第34条の2、第36条の2は、個人市民税についての改正になる。地方税法に独り親が新たに規定され、寡婦についての規定が整備され、非課税措置や寡婦控除の見直しがされたものである。

第4条は、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴う改正となる。

第6条は、法人市民税についての改正となる。地方税法等の改正に伴う規定の整備である。

第7条は、改元に伴う整備。第8条は、第3条の市民税の改正に伴う整備である。そのほかについては、地方税法等の改正による用語の整理や項ずれ等の改正となる。

施行期日、経過措置については、附則に記載のとおりである。

続いて、議案第7号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について、議案の朗読は省略し、内容の説明をする。

この改正は、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、租税特別措置法に第35条の3第1項として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が追加されたことによる項の追加になる。施行期日は、附則に記載のとおりである。

○委員長 これより議案第5号及び議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号及び議案第7号は、原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号及び議案第7号は、原案のとおり可決された。

## 議案第 6号 矢板市都市計画税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長

(議案の朗読は省略し、「議案書」17頁から18頁により説明。)

都市計画税条例の改正については、課税区域の明確化によるものと、令和2年度税制改正によるものがある。課税区域を明確にするため、別表を追加し、大字名と大字ごとの課税区域を規定するものである。この課税区域のうち、別に定める地番の

区域については、矢板市都市計画税の課税区域を定める要綱を制定し、地番を規定するものである。

附則第4項の追加は、令和2年度税制改正によるものになる。地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の特例割合を2/3とするものである。

施行期日、経過措置については、附則に記載のとおりである。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

### 議案第 8号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○社会福祉課長（石崎五百子）

(議案の朗読は省略し、「議案書」22頁から23頁により説明。)

近年、大規模災害が頻発していることから、災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金、災害傷害見舞金等の支給に当たり、自然災害による死亡であるか否かの判断が困難な場合、これまで県の支給審査会等への委託をしていたもの

を、さらに迅速化するため、市町村に審議会、その他合議制の機関を置くことが努力義務とされた。

矢板市では矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例を改正し、矢板市災害弔慰金等支給審査委員会を設置し、審査をしたいと考えている。委員には医師、弁護士、大学教授を委嘱することを予定している。これに併せて、審査委員会の委員の報酬及び費用弁償等の規定するために、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例も改正する。委員報酬として、医師の委員には日額2万円、医師以外の委員には日額1万2,300円とする。

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

## 議案第 9号 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(議案の朗読は省略し、「議案書」25頁により説明。)

これは、後期高齢者医療制度において、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当を支給するものである。

後期高齢者医療制度については、栃木県後期高齢者医療広域連合で実施しているものであり、市は傷病手当金の支給に係る申請書の提出受付をするものである。よって第2条の市において行う事務に申請書の提出の受付を追加するものである。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

## 議案第10号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(議案の朗読は省略し、「議案書」27頁により概要説明。)

これは、国民健康保険制度において、被用者、給与の支払いを受けている方に限るが、この方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当を支給するものである。

支給対象日については、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日である。



支給額については、直近3カ月の給与収入の1日当たりの平均額の2/3に支給対象日数をかけた金額となる。

適用期間は、令和2年1月1日から規則で定める日の9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

なお、給与収入の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取ることができない。ただし、その受け取ることができない給与収入の額が、規定により算出される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給するものとする。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

## 陳情第 6号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本の見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情

○委員長 次に、「陳情第6号」を議題とする。皆さんは一読いただいたと思うが、自由討議による委員の意見を伺うことになる。意見はないか。

○伊藤委員 反対する理由は見当たらないので、私は可とする。

○神谷委員 公明党の姿勢として、2年前にこの件について提言をしているという、内容的に同じような感じなので、特に問題ないと思う。

○委員長 これより、採決する。陳情第6号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第6号は、採択とすることに決定する。

#### 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私にご一任願う。

#### 閉 会

---

---

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(13:56)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長